

川崎市住宅供給公社競争入札参加者心得

最終改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）において行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額（単価による入札にあつては、入札単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の2以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、理事長が認める場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書（所定用紙）に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印鑑として川崎市に届け出た印鑑による。）又は押印制度のない国においては署名（川崎市に届け出た代表者本人の自署による。）の上、入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出しなければならない。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとする。

3 郵便による入札は、これを認めない。ただし、理事長が公告等により、特に認める場合は、この限りでない。

(代理人による入札)

第4条 代理人による入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。なお、代理人が入札するときは、記名押印又は押印制度のない国においては署名しなければならない。

(入札秩序の維持)

第5条 理事長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退出させることができる。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札した者
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書
- (4) 同一入札について、2通以上の入札をした者
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者
- (6) 入札者の記名押印のない、又は押印制度のない国においては署名のない入札書
- (7) 入札書中その要領が不明確なもの
- (8) 入札に関し不正の行為があった者
- (9) 再度入札以降、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

- (10) 最低制限価格が設定されている場合に、その価格に満たない価格で入札した者
 - (11) 予定価格が事前公表されている場合に、その価格を超える価格で入札した者
 - (12) 積算内訳書の提出を求めている入札において、その提出をしない者
 - (13) 入札参加者に設計書等の購入を求めている入札において、その購入が確認できない者
 - (14) 指定した以外の方法により入札をした者
- (再度入札)

第8条 再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

- 2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が前条の規定により無効とされた者及び調査基準価格が設定されている場合に、調査基準価格を下回る価格で入札し、調査の結果、落札できなかった者を除くものとする。
- (落札者の決定)

第9条 落札者が決定したときは、適宜の方法によりその旨を落札者に通知する。

(落札後の手続)

第10条 落札者は、前条の通知を受けた日から5日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めるときは、5日を超えて指定することができる。

(入札保証金の没収)

第11条 入札保証金は、落札者が落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しないときは、公社に帰属するものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、5日を超えて指定することができる。

(設計書等の取扱い)

第12条 設計書、仕様書、図面等を見積り又は業務実施以外の目的に使用してはならない。

- 2 公社が貸与した設計書、仕様書、図面等は、入札後速やかに返却しなければならない。

(理事会の議決に付すべき契約)

第13条 公社理事会会議規則第5条第1項の規定に該当する場合は、理事会の議決を得た後に契約を終結するものとする。

(公正な入札の確保)

第14条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第15条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の辞退)

第16条 指名又は競争入札参加資格確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退し、又は参加を取りやめることができる。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- 2 入札を辞退し、又は参加を取りやめるときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行の前にあつては、入札辞退届等を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届等を入札を執行する者に直接提出して行う。